

“論文博士の資格・研究歴”に関する本学規則の条文

○山口大学大学院医学系研究科医学博士課程の学位授与に関する細則

(論文博士の予備審査申請資格)

第5条 論文博士の学位申請前の予備審査を申請することができる者は、次のいずれも満たす者とする。

(1) 本研究科の医学専攻大学教育職員、附属病院の大学教育職員、診療助教又は研究生(旧医学研究生の在籍期間を含む。以下、この条において同じ。)として在籍している者。ただし、本研究科の医学専攻大学教育職員、附属病院の大学教育職員、診療助教又は研究生としての籍が無くなって2年以内に申請する者も含むものとする。

(2) 本学における2年以上の研究歴を含め、別に定める必要な研究歴を有する者。ただし、医学系研究科医学専攻会議(以下「医学専攻会議」という。)が優れた研究業績をあげたと認めた場合は、研究歴を1年短縮することができるものとする。

(3) 医学専攻会議が実施する外国語試験に合格した者。

2 前項の外に予備審査を申請することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ただし、前項第1号(ただし書きを含む。)による在籍の資格を有している者に限る。

(1) 本研究科医学博士課程に4年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者。

(2) 本研究科博士後期課程を修了した者又は本研究科博士後期課程に3年以上在学し所定の単位を修得して退学した者で、さらに1年以上の医学博士課程の研究分野の研究歴を有し、医学専攻会議が実施する外国語試験に合格した者。ただし、平成27年度以前に本研究科博士前期課程の医学系の入学試験に合格した者は、外国語試験は免除する。

(論文博士の第2次審査)

第15条 医学専攻会議は、論文博士の学位申請者に係る学位審査委員会の報告に基づき、学位論文の審査及び試験の可否について投票により決定するものとする。

(論文博士の資格審査等)

第17条 第5条に定める論文博士の予備審査申請資格の審査は、大学院委員会において行うものとする。

2 その他予備審査申請に関して疑義のある場合は、大学院委員会で審議する。

○山口大学大学院医学系研究科医学博士課程の学位授与に関する細則の申合せ

第3 論文博士の研究歴について (細則第5条)

1. 学位申請時には、次に定める必要な研究歴を満たしておかなければならない。
 - (1) 医学の課程を修了した者は、基礎医学において5年以上、臨床医学において6年以上の医学研究歴(実地修練期間は含まない)を有すること。
 - (2) 医学の課程を経ない者は、次のいずれかに該当する医学又はこれに関連ある科目について研究歴を有すること。

ア 歯学の大学を卒業した者	基礎医学において5年以上 臨床医学において6年以上
イ 理科系の大学院博士課程修了者	5年以上
ウ 理科系の大学院修士課程修了者	6年以上
エ 理科系の大学の卒業生	8年以上
オ その他医学系研究科医学専攻会議(以下「医学専攻会議」という。)において、これと同等以上の学力があると認めた者	
2. 前項の研究歴は、次のいずれかに該当するものでなければならないものとする。
 - (1) 大学の医学又は関連学科において、専任教員として研究に従事した期間
 - (2) 大学の附属病院において、診療助教、研修医として研究に従事した期間
 - (3) 大学院医学系研究科(旧医学研究科を含む。)の医学系を退学した者の場合は、大学院に在学した期間
 - (4) 大学医学部の全日制の研究生、専修生として在学した期間
 - (5) 医学又は関連学科に係る権威ある研究施設等において、専任職員として研究に従事した期間
 - (6) 医学又は関連学科において研究に従事した期間で、大学院委員会が前各号と同等以上と認めた期間
 - (7) 基礎医学に関して3年以上研究に従事し、学位論文の関連論文を完成した後、引き続き権威ある研究施設を有する臨床医学機関で研究した場合は、その期間を基礎医学研究歴の継続とみなす。
 - (8) 基礎医学及び臨床医学の双方にわたって研究した場合は、その期間を通算する。
3. 権威ある研究施設等及びその他の研究歴は、次のものをいう。
 - (1) 医学並びに関連学科に関する権威ある研究施設の研究歴
医学並びに関連学科に関する権威ある研究施設において専任職員として研究に従事した期間を研究歴として取り扱うものとする。
その研究施設は、次のとおりであり、それ以外の研究施設については、その都度、大学院委員会において協議するものとする。

ア 国立感染症研究所
イ 国立保健医療科学院
ウ 国立がんセンター・病院
エ 国立循環器病センター
オ 国立遺伝学研究所
カ 国立精神・神経センター・病院・精神保健研究所
キ 自然科学研究機構の分子科学研究所、基礎生物学研究所及び生理学研究所
ク 国立国際医療センター
 - (2) 外国における医学並びに関連機関の研究歴
外国の大学等でリサーチフェロー、クリニカルフェロー等として先進国地域で研究した期間(研究歴)の取扱基準は、次の条件のいずれも満たしているものとする。
なお、先進国地域以外については、その都度大学院委員会において協議するものとする。

ア 研究先が国、公、私立の大学及び研究所であること。
イ 研究先から研究したことの証明があること。
ウ 研究歴に算入する期間は、最大限2年とする。
 - (3) 本学部において以下の身分で研究に従事した期間

ア 山口大学外国人研究者
イ 山口大学受託研究員
ウ 文部科学省内地研究員
エ 山口大学私学研修員
4. 研究歴の計算は、学位1次審査に付議する前月の15日を計算日とし、日単位で計算する。
なお、端数日の合計が30日を超える場合は30日を1月として扱う。